

# 医療法人恒仁会 近江温泉病院介護医療院 運営規程

## (事業の目的)

第1条 医療法人 恒仁会が設置する近江温泉病院介護医療院（以下「施設」という。）において実施する介護医療院の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、介護医療院の円滑な運営管理を図るとともに、長期にわたる療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする。

## (事業の運営方針)

第2条 前条の目的を達成するために、運営方針を次のとおり定める。

- (1) 施設サービス計画に基づき、療養の管理、看護、医学的管理の下に、ご本人の自己決定権を尊重し、サービスを提供します。
- (2) この地域から我々に求められるニーズを受け止め、信頼にこたえられるように、医療・保健・福祉機関や各サービス事業者、関係自治体などと密接な連携を行い最善を尽くし続けます。そして、地域住民の方々に「安心」「満足」を提供します。
- (3) 思いやりを込めた医療と介護サービスは、「ひとにやさしい施設の第一歩は、挨拶から」と考えます。皆の心が通い、皆が安心できるような思いやりのある挨拶をはじめ、様々な現場において思いやりを込めてサービスを提供します。
- (4) 施設は、サービスの提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (5) 私たちは、常に責任感と向上心を持ち、医療・介護のプロとして質向上のため、自己研鑽に励み、利用者・家族が安心してサービスを受けられる環境を造ります。
- (6) 前5項のほか、滋賀県介護保健法に基づく介護医療院の施設、従事者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成30年滋賀県条例第1号）の規定に基づき、施設および事業の運営に関する必要な事項を定める内容を厳守し、事業を実施するものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 近江温泉病院介護医療院
- (2) 所在地 滋賀県東近江市北坂町966番地

## (職員の職種、員数、および職務内容)

第4条 本施設に従事する職員の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 医師1名とする。  
管理者は、所属職員を指導監督し、適切なサービスの提供が行われるよう、実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医 師 3名以上（利用者数 120名）  
医師は、利用者の病状及び心身の状況等、その置かれている環境の的確な把握に努め、診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して的確な診断を基とし、必要な検査、投薬、処置等を療養上妥当適切に行うとともに、医学的管理を行う。

- (3) 看護職員 利用者数が6又はその端数を増すごとに1以上とする。  
(介護医療院 入所者患者数120名に対しては20人以上)  
看護職員は、医師の指示を受け、自立支援の観点から利用者の病状、心身の状況等の把握に努め、身体の清潔保持など必要な看護を行う。
- (4) 介護職員 利用者数が4又はその端数を増すごとに1以上とする。  
(介護医療院 入所者数120名に対しては30人以上)  
介護職員は、看護及び医学的管理下における日常生活上の世話等の介護を行うことを基本とし、必要に応じて看護職員の補助業務を行う。
- (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 必要数以上とする。  
理学・作業療法士・言語聴覚士は、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため必要な理学療法、作業療法、言語療法などのリハビリテーションを計画的に行う。
- (6) 管理栄養士 1名以上とする。  
管理栄養士は、利用者の食事の適切な衛生管理を行い、利用者の病状、身体状況により適切な栄養量及び内容の食事提供が行えるよう管理する。
- (7) 薬剤師 1名以上とする。  
薬剤師は、利用者に対して、医師の処方箋に基づき、投薬、注射等の薬剤を処方すると共に、必要に応じて服薬に関する注意、効果、副作用等に関する状況を把握し、薬学的管理指導を行う。
- (8) 介護支援専門員 常勤2名以上とする。  
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成には、適切な方法により、利用者の能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すると共に、サービスの提供に当たる他の従業者、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を盛り込んだ施設サービス計画の作成をする。

### (利用者の定員)

第5条 利用者の定員は、次のとおりとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

6階療養棟 60床

8階療養棟 60床

### (利用者に対する施設サービスの内容)

第6条 介護医療院のサービス内容は、次のとおりとする。

#### (1) 施設サービス計画の作成

施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員は、入所者の能力、置かれている環境等を評価し、入所者や家族の希望を把握した課題に基づき、施設計画の原案を作成する。施設サービス計画の作成後も実施状況を把握し、必要に応じて施設サービス計画の変更をおこなう。

(2) 診療

医師は、診療の必要性があると認められる疾病又は負傷者に対して、的確な検査、投薬、注射、処置等、入所者の病状に照らして療養上妥当適切に行う。

(3) 機能訓練

施設サービス計画に則り、入所者の心身の諸機能維持回復を図り、日常生活の維持を助けるため、生活リハビリテーションを行う。必要に応じて、リハビリテーション計画を作成し、理学療法、作業療法、その他の適切なリハビリテーションを行う。

(4) 看護及び医学的管理の下における介護

施設サービス計画に則り、入所者の自立の支援と日常生活の充実や、病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって以下の事を行う。

- ・1週に2回以上の入浴又は、清拭
- ・おむつ使用の入所者のおむつを適切に取り替える
- ・離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う
- ・当該施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせない

(5) 食事

食事は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮し、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温にて提供する。

(6) その他のサービスの提供

施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努める。また、入所者家族との連携を図るとともに、入所者と家族との交流等の機会を確保するよう努める。

### (利用料その他の費用の額)

第7条 介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担の割合の額とする。

ただし、法定代理受領サービス以外の利用料については、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第21号)によるものとする。

- 2 食事の提供に要する費用において、法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第3項第1号に規定する食費の基準費用額を限度とする。
- 3 居住に要する費用において、法第51条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額を限度とする。
- 4 入所生活に必要で、本来なら個人が準備すべきものや、個人の希望による日常生活において必要な物品については、その使用料、使用回数に応じて実費徴収する。
- 5 当該サービス提供に際しては、患者またはその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。なお、当該サービスの内容及び費用については利用者またはその家族の同意を得たものに限り徴収する。
- 6 利用料およびその他の費用の額は別紙「重要事項説明書」のとおり定める。

## (施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、入所生活上のルールや設備利用上の留意事項については、別紙の近江温泉病院介護医療院「入所のご案内」に記載された事項を遵守することとする。

2 職員は、利用者に対して、入所時に「入所申込書」「誓約書」を提示し、医師や看護師等の医学的管理下において、規則正しい入所生活をおくる留意点や、同時に院内で立ち入り不可の場所や取扱いに注意すべきことがらに等について説明し、利用者並びに家族の同意を得た文書を保管する。

## (非常災害対策)

第9条 施設の非常災害対策については、「近江温泉病院消防計画」に則り、次のとおり万全を期するものとする。

- (1) 防火管理者を1名選任し、防火(火元)責任者は6階、8階の所属長を充てる。
- (2) 自主点検については、火災危険排除を主眼とした簡易な点検を日常的に行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に委託するものとし、平素の維持管理は管理課職員が行うものとする。
- (4) 非常災害用設備は常に有効に保持すると共に、法令に定められた基準に適合するように努める。
- (5) 火災の発生、地震及びその他の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊の編成により、任務の遂行に当たるものとする。
- (6) 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行なう体制を構築するよう努める。
- (7) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を次のとおり実施する。
  - ① 総合訓練・部分訓練(通報、連絡、消火、避難誘導)・・・年2回以上
  - ② 防火教育、非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・・・・・・随時
- (8) その他の必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

## (虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止ための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底をはかる。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

## (業務継続計画の策定等)

第11条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護医療院のサービスを継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 施設は従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### (その他運営に関する留意事項)

- 第10条 利用者に適切なサービスが提供できるよう勤務体制を整備するとともに職員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設ける。
- 2 職員は、職務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らしてはならない。退職後もまた同様とする。
  - 3 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲料水について衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。また、感染症対策についても必要な措置を講ずるものとする。
  - 4 サービスの提供に当たり、利用者又はその家族に対して、規定の概要、職員の勤務体制、その他、利用者がサービスを選択するために必要な重要事項を記載したパンフレットを交付して説明を行い、同意を得る。
  - 5 サービスの提供にあたっては、被保険者証により資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめるとともに、被保険者証に認定審査会の意見が記載されている場合は、この意見に配慮してサービスを提供する。
  - 6 満床時や入所の必要がないと判断した場合以外サービスの提供を拒まない。なお、正当な理由として拒否した場合は他に適切な医療機関・介護施設等を紹介する等の措置を講じる。
  - 7 施設サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動制限する行為は行わない。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、「切迫性」「非代替性」「一時的」の三要件を満たし、これらの要件の確認等を実施した時、同意を得る。
  - 8 施設サービスに対する苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置する。
  - 9 施設サービス提供中に利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
  - 10 サービス提供後、医学的に入所の必要性がないと医師が判断した場合は退所を指示する。退所に際しては患者またはその家族に対し、居宅サービスに関する情報等の提供や福祉サービス提供者等との連携に努める。
  - 11 その他の運営に関する留意事項は、省令を遵守する。

### 付 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

令和 6年 4月 1日 改訂